

## 「千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(仮称)」の考え方 に対する意見と市の考え方(概要版)

意見の概要	件数	市の考え方	反映
1 「趣旨」について	53		
制度の目的は何か (個人として尊重される社会とパートナーシップ制度の関係について)	7	<p>民間の調査ではLGBTの方が人口の7.6%程度存在しており、多くの方が生きづらさ等を抱えていることが明らかになっています。本制度は、すべての市民が個人として尊重される社会の実現のため、現在、夫婦に準じる共同生活を送りながらも、そのことを対外的に証明する手段が乏しく、生きづらさを抱えている2者の困難を軽減・解消することを目的として実施します。また、自分らしく生きたいという気持ちに寄り添うものであり、すべての市民が個人として尊重される社会の実現につながると考えます。</p> <p>本市の行う施策については、宣誓及び証明書の趣旨を理解し、現在は親族に限定している事業を本制度の実施を受けて適切に取り扱うものとし、対応可能な施策に関し調査・対応方法を検討し、結果を市HP等で適宜公表します。</p> <p>また、パートナーシップ及び市が交付した証明書の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知啓発に努めて参ります。</p>	—
制度が無くても個人は尊重されるのではないか	3	<p>証明書が無くても、すべての市民が個人として尊重されることが理想ですが、実際に夫婦に準じる共同生活を送る方が、関係を対外的に証明することができず、生きづらさを感じていることがWEBアンケート等で分かっています。</p> <p>また、平成29年10月に実施された内閣府の調査では、性的指向に関する人権問題として、「どのような人権問題が起きていると思いますか」という問いに対し、「差別的な言動をされる」49%、「職場学校で嫌がらせやいじめを受けること」35%などという結果が出ており、差別偏見をなくす啓発が必要であることが分かります。</p> <p>なお、本制度に関し、当事者団体から市長あて要望書及び市議会議長あて陳情書が提出されています。</p>	—
委任状等で対応可能ではないか	14	<p>夫婦に準じる共同生活を送っている方々が、その関係性を対外的に証明する一つの方法となることを期待して、制度を実施するものであり、本来は自分自身で行うべき各種の手続きを代理人等に任せる委任状等とは趣旨が異なります。</p>	—
事実と確定できない証明をすべきでない	29	<p>戸籍制度において「婚姻届を提出した」ことを婚姻事項として証明するのと同様に、本制度は「パートナーシップ宣誓書を提出した」ことを宣誓事項として証明するものです。</p> <p>なお、宣誓にあたっては、戸籍謄本等の公的書類を使って、宣誓者に配偶者がいないことの確認及び本人確認を徹底します。</p>	—
2 「パートナーシップの定義」 について	11		
「同居」について	4	<p>本制度では、パートナーシップを夫婦の関係に準じるものとするため、民法に規定する夫婦の同居義務と同様の内容を宣誓していただくものです。</p> <p>ただし、仕事や学校、親の介護などの事情により、夫婦間の合意の上別居することがあることと同様に、やむを得ない事情があると認められる場合には、柔軟に対応していくことを想定しています。</p>	—
同居(シェアハウス)について	2	<p>一般的なシェアハウスのように、単に住居を共有している場合には対象になりませんが、本制度の定義にある「共同生活において互いに責任を持って協力し、必要な費用を分担すること」に該当する場合には、対象となります。</p>	—
「2人の者」に限定することについて	1	<p>本制度は、夫婦に準じる共同生活を送っている方々を対象に宣誓を行った2者のパートナーシップを尊重する制度であり、それに該当しない関係性については、別の課題と考えます。</p>	—

意見の概要	件数	市の考え方	反映
パートナーシップの定義にLGBTに関することを含まないことについて	2	夫婦や家族の関係は多様化しており、子どもの有無についてもそれぞれであることから、夫婦の関係に準ずるものを想定している本制度は、同性・異性にかかわらずすべての方々を対象とします。また、LGBTであることが要件にあると、宣誓がカミングアウトにつながり、利用されにくくなることにも配慮しています。このような趣旨から、LGBTに限定しない制度とし、また、表現もそれに合わせています。 本制度のパートナーシップの定義は「考え方」で示したとおりです。	—
パートナーシップの定義について	2	本制度は、パートナーシップを次のように定義する予定です。 互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を約した2人の者の関係 ・互いの合意のみに基づいて成立し、2人のパートナーが同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること ・同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、必要な費用を分担すること	—
3 「宣誓を行うことができる者」について	20		
成年について	1	本制度は本人の意思を尊重するものであるため、法律行為を行う際に保護者の同意が不要となる「成年」以上としました。 なお、現在は20歳以上ですが、改正民法の施行による成年となる年齢の引き下げに合わせて、18歳以上となります。	—
転入予定について	2	転入予定の方を対象に含めているのは、本市に転入予定の方が、先行して住居確保等の準備を行うことが想定されるためです。 なお、転入予定の際の手続きは、次のようにする予定です。 《宣誓時》転入予定先、転入予定日を申告、記入する。 《転入後》新住所が記載された住民票を提出する。	—
「配偶者がいないこと、当事者以外の者とのパートナーシップが無いこと」について	15	市が宣誓を受けるときには、本人確認を徹底します。また、戸籍謄本等で宣誓者2名に配偶者がいないことの確認が可能です。その他、重複のパートナーシップなど確認する必要があると考えられる事項については、宣誓書上に確認事項の回答欄を設けます。 なお、本制度の実施により交付する宣誓証明書に法的な効力は発生しません。	—
「近親者でないこと(養子縁組を解消した場合は可能)」について	2	「近親者」は民法第734条(近親者間の婚姻の禁止)に定める近親者を想定しています。 本制度は、夫婦の関係に準じているため、法律上の婚姻ができない方々と同様に制度の対象外とするものです。 なお、パートナーのご両親と養子縁組している方は、本制度の対象となり、宣誓することができます。	—
4 「必要書類」について	0		
	0		—
5 「交付する書類」について	2		
カード型証明書の交付を希望する	1	カード型証明書は、希望者に交付します。	—
結婚証明書に準じるものか	1	「結婚証明書」という書面は市で交付しておらず、戸籍謄抄本や記載事項証明がこれに当たると思われますが、本証明書は、LGBTの方を含め法律上の婚姻が困難な方々の抱える生きづらさを軽減・解消するため、パートナーシップの宣誓をした方の気持ちを本市が受け止める施策として、証明書を交付するものです。	—
6 「その他」について	24		
LGBT(性的少数者)に限定しないことについて	8	考え方に即して、取組みを進めてまいります。	—

意見の概要	件数	市の考え方	反映
LGBT(性的少数者)に限定しないこと(事実婚を含むこと)について	4	現在、事実婚の方は、「雇用主の扶養手当の支給」等一定の支援の対象になっていますが、様々な事情で婚姻関係にない異性同士を制度利用者に含めることは、事実婚や内縁の関係にある方の不便や生きづらさの一定の解消・軽減につながると考えています。また、LGBTであることが要件にあると、宣誓がカミングアウトにつながり、利用されにくくなるため、制度の対象を幅広くすることで、LGBTの当事者も制度を利用しやすくなります。子どもへの配慮については、「すべての市民が個人として尊重される社会の実現のため」という本制度の趣旨が正しく理解されるよう、教育現場も含めて周知・啓発に努めます。	—
対象をトランスジェンダーに限定するべきパートナーシップとは、同性パートナーシップを指すのか	2	ハーモニー条例の「すべての市民が個人として尊重される社会の実現」を目的としているため、トランスジェンダーはもちろんLGBも含めたあらゆる方々を対象としています。	—
制度の効力の範囲について	5	本制度は、要綱に基づくため、市民の方や民間事業者へは法的な効力は発生しません。(相続等) ただし、制度の施行後は、本市の行う施策については、宣誓及び証明書の趣旨を理解し、適切に取り扱うものとします。そのため、対応可能な施策に関し調査・対応方法を検討し、結果を市HP等で適宜公表します。 また、パートナーシップ及び市が交付した証明書の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知啓発に努めるものとします。	—
悪用のおそれがある(通称名について)	5	宣誓にあたっては、戸籍謄本等の公的書類を使って、宣誓者に配偶者がいないことの確認及び本人確認を徹底すると同時に、宣誓証明書・カード型証明書の裏面に、戸籍上の氏名を記載することで、証明書の提示を受けた方が戸籍上の氏名等を確認できるようにするなど、不正防止に努めます。 なお、トランスジェンダーの方等、戸籍上の名前ではなく、こころの性に合った名前を使用したい方の気持ちを尊重し、通称名の使用を認めるものです。 また、通称名の使用範囲については、本制度のみとし、現時点では他の制度への利用を求めることはしていません。	—
<b>7 制度への意見</b>	<b>253</b>		
合意解消時等の対応が必要	2	申請時の住所、氏名等が変更になった際は、届出を行い、新たな事項の証明書を交付します。また、関係を解消した際には廃止の届出を行い、証明書を返還するものとします。 パートナーシップの継続の確認をするため、証明書の提示を受ける事業者等が、戸籍謄抄本等と同様に「交付から〇日以内」等の条件を付けることも可能です。 なお、仕事や学校、親の介護などの事情により、夫婦間の合意の上別居することがあることと同様に、宣誓を行った二人のうち、一人だけ市外に転出した場合にも、パートナーシップが維持される場合には、証明は有効であると考えています。	—
宣誓窓口体制について	1	宣誓については、「誓う」行為が重要と考えているため、本制度所管である男女共同参画課にて受け付けます。 なお、証明書の交付方法については、運用後の状況を参考に、適宜、より使用しやすい方法を検討いたします。	—
庁内の施策(市営住宅)について	1	本市の行う施策については、市営住宅入居を含め、宣誓及び証明書の趣旨を理解し、取り扱うものとします。対応可能な施策に関し調査・対応方法を検討し、結果を市HP等で適宜公表します。	—
義務と罰則の設定が必要	1	本制度は、要綱に基づくため、法令等の義務及び罰則等の付与が伴うものではありませんが、「相互の協力により維持される関係であること」等夫婦と同様の義務的事項を市長に宣誓していただくものです。	—
海外の制度と同様にしてほしい	1	海外の制度等については、今後情報収集に努めます。	—
周知方法について	1	広く周知を進めてまいります。	—

意見の概要	件数	市の考え方	反映
啓発を大事にしてほしい	1	広く周知を進めてまいります。	—
国や他自治体等と連携すべき	3	既に他の自治体が同様の制度を導入している現在でも、国で制度化の動きは具体的にありませんので、市が導入することを検討してきました。 なお、本年7月に、千葉市長を含む指定都市市長会から国へ、「性的少数者に係る窓口の一元化及びパートナーシップ制度を含めた取組の強化に関する指定都市市長会要請」を提出しています。	—
利用者の想定数を教えてほしい 千葉市における必要性があるのか 先行自治体の状況及びそれに対する千葉市の考え方を提示してほしい	4	制度利用者の具体的な人数等は想定できませんが、すでに実施している9自治体において、制度の利用が進んでいる状況であり、一定のニーズはあると考えています。 制度実施に伴う市の費用負担は、証明書、カード及び周知用リーフレット等の作成に係るものが想定されます。予算額等については、今後公表予定です。実施後の運用状況については、適宜、市HP等で公表します。 先行自治体においては、対象をLGBTとしています。本市はLGBTに限定しないため、単純比較は困難であり、また、他自治体の実績については、本市が回答する立場にありませんので、他自治体の発表事項等を参考にしてください。コストについては証明書作成等と聞いておりますので、本市でも同様の費用を想定しております。	—
想定される費用等を提示したうえ、費用対効果を明確にしてほしい	2	制度実施に伴う本市の費用負担は、証明書、カード及び周知用リーフレット等の作成に係るものが想定されます。 本制度の目的は、「すべての市民が個人として尊重される社会の実現」を目指すことであることから、数値による費用対効果を示すことは難しいと考えます。	—
当事者からの要望について	3	当事者団体から、本制度に関し市長あて要望書及び市議会議長あて陳情書が提出されています。また本制度検討にあたっては、当事者団体と意見交換を実施しています。 また、幅広く様々な方々からご意見をいただくことを期待して、今回の意見募集を実施しました。 なお、「すべての市民が個人として尊重される社会の実現のため」という本制度の趣旨が正しく理解されるよう、今後とも周知・啓発に努めてまいります。	—
制度化までのプロセスについて	4	本制度は、本市が組織として検討し、制度化しようとするものです。制度化までのプロセスについては、市HPで公表を予定しています。	—
意見募集について(「考え方」だけでは情報が足りないなど)	6	今回の意見募集は、制度の趣旨・要件等に対する意見を広くお聞きするため、その基本となる「考え方」を取りまとめ、公表しました。 現在のスケジュールについては、市で取りまとめた「考え方」に関して広く市民の方々のご意見をお聞きし、いただいたご意見を参考に制度の策定、庁内調整及び市民・事業者の皆様への周知期間などを想定して、設定いたしました。	—
意見募集について、パブリックコメントに該当するののか	2	「千葉市市民参加及び協働に関する条例」第2条(4)に定めるパブリックコメントではなく、「千葉市市民参加及び協働に関する条例施行規則」第14条に定める「意見募集」に該当します。ただし、実施に係る手続きはパブリックコメントとほぼ同様です。 なお、今回の意見の募集は、皆様の意見を広く聞き、制度の基本となる「考え方」に反映することを目的に実施したため、施策の最終的な案に対し実施するパブリックコメントよりふさわしいという判断です。	—
本意見募集の回答方法について	1	パブリックコメントと同様公表することとしております。	—
制度に賛成する 評価する	6	考え方に則して、取組みを進めてまいります。	—

意見の概要	件数	市の考え方	反映
制度に反対する	5	本制度は、すべての市民が個人として尊重される社会の実現のため、現在、夫婦に準じる共同生活を送りながらも、そのことを対外的に証明する手段が乏しく、生きづらさを抱えている2者の困難を軽減・解消することを目的として実施します。また、自分らしく生きたいという気持ちに寄り添うものであり、すべての市民が個人として尊重される社会の実現につながると考えます。	—
婚姻制度との関係について	4	本制度は、婚姻制度に何らかの影響を与えようとするものではなく、戸籍法の改正につながるものでもありません。また、夫婦に準じる共同生活を送っている2者の気持ちに寄り添い、その関係性を対外的に証明するものであり、法的な効力が発生するものではありません。	—
家族制度に影響を及ぼすのではないか	42	本制度は、家族制度・婚姻制度に何らかの影響を与えようとするものではなく、性の多様性への配慮や性別による役割分担意識に起因する生きづらさの解消を目指すもので、同性婚については、十分に議論を重ねた上で、国が中心となって判断するものと考えます。また、夫婦に準じる共同生活を送っている2者の気持ちに寄り添い、その関係性を対外的に証明するものであり、法的な効力が発生するものではありません。	—
悪用のおそれがある	8	この制度の実施により交付する証明書に法的な効力は発生しません。宣誓にあたっては、戸籍謄本等の公的書類を使って、宣誓者に配偶者がいないことの確認及び本人確認を徹底します。また通称名については、宣誓証明書・カード型証明書の裏面に、戸籍上の氏名を記載することで、証明書の提示を受けた方が戸籍上の氏名等を確認できるようにするなど、不正防止に努めます。なお、宣誓の要件を満たさなくなったことが判明した場合には、パートナーシップを無効にする等の規定を設ける予定です。	○
法律違反である 憲法に抵触する	27	本制度は、家族制度・婚姻制度に何らかの影響を与えようとするものではなく、性の多様性への配慮や性別による役割分担意識に起因する生きづらさの解消を目指すものです。また、夫婦に準じる共同生活を送っている2者の気持ちに寄り添い、その関係性を対外的に証明するものであり、法的な効力が発生するものではありません。	—
地方自治体が(公費で)行うべきではない	31	本制度は、パートナーシップの宣誓をした方の気持ちを、本市が受け止める方法について定めるものであり、様々な性を受け入れることが、その他の多様性にも寛容であることにつながり、さらに本市の魅力につながると考え実施するものです。また、国が掲げる人権にかかわる啓発活動強調事項の中に、女性や子どもの人権の他、性的指向や性自認を理由とする偏見差別も含まれており、本市も取り組んでいくべき人権課題と考えています。なお、本年7月に、千葉市長を含む指定都市市長会から国へ、「性的少数者に係る窓口の一元化及びパートナーシップ制度を含めた取組の強化に関する指定都市市長会要請」を提出しています。	—
他に優先すべきことがある	8	LGBT施策は、オリンピック憲章に、新たに性的指向による差別禁止が盛り込まれ、本市は会場都市として、更なるLGBTへの配慮意識の醸成が求められていること等をきっかけにするものです。また、国が掲げる人権にかかわる啓発活動強調事項の中に、女性や子どもの人権の他、性的指向や性自認を理由とする偏見差別も含まれており、取り組んでいくべき人権課題と考えています。	—

意見の概要	件数	市の考え方	反映
少数派の意見を優先しすぎ	5	LGBT施策は、オリンピック憲章に、新たに性的指向による差別禁止が盛り込まれ、本市は会場都市として、更なるLGBTへの配慮意識の醸成が求められていること等をきっかけにするものです。 また、国が掲げる人権にかかわる啓発活動強調事項の中に、女性や子どもの人権の他、性的指向や性自認を理由とする偏見差別も含まれており、取り組んでいくべき人権課題と考えています。	—
子どもへの説明が困難	15	平成28年に文部科学省から「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」が発出されるなど、現在、LGBTに関する教職員の適切な理解の促進が求められています。さらには、世帯構成も多様化が進んでいる現状を踏まえ、「すべての市民が個人として尊重される社会の実現のため」という本制度の趣旨が正しく理解され、子どもたちが疎外感などを感じることをないように、教育現場も含めて周知・啓発に努めてまいります。	—
子どもへの配慮が欠けている	2	社会保障や税等の公的サービスや給与、福利厚生等の社会的サービスには、夫婦と子ども2人等の典型的な世帯を想定したものが多いため、これとは異なる世帯構成にいる子どもたちが疎外感などを感じている現実があります。 しかし、世帯構成は多様化が進んでおり、子どもたちが疎外感を感じて健全な育成に影響を与えることのないよう、地域や学校における教育等をとおして周知啓発に努めてまいります。	—
LGBTの方の千葉市への転入が増える	23	LGBT施策は、オリンピック憲章に、新たに性的指向による差別禁止が盛り込まれ、本市は会場都市として、更なるLGBTへの配慮意識の醸成が求められていること等をきっかけにするものです。 また、国が掲げる人権にかかわる啓発活動強調事項の中に、女性や子どもの人権の他、性的指向や性自認を理由とする偏見差別も含まれており、取り組んでいくべき人権課題と考えています。 本市では、本制度の実施により、様々な状況・立場におられる方々に寄り添い、誰もが生きやすい、多様性を認め合うことができる社会の実現を目指します。	—
千葉市のイメージを損ねる	26	LGBT施策は、オリンピック憲章に、新たに性的指向による差別禁止が盛り込まれ、本市は会場都市として、更なるLGBTへの配慮意識の醸成が求められていること等をきっかけにするものです。 また、国が掲げる人権にかかわる啓発活動強調事項の中に、女性や子どもの人権の他、性的指向や性自認を理由とする偏見差別も含まれており、取り組んでいくべき人権課題と考えています。	—
市政私物化・パフォーマンスである	18	本市は、本市男女共同参画ハーモニー条例を制定し、すべての市民が個人として尊重される社会の実現を目指しており、本制度は、そのための施策の一つです。	—